平成19年度 第2回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

- I 開会
- Ⅱ 新幹事紹介
- Ⅲ 会長あいさつ

Ⅳ 議事

1 専門部会の開催状況と今後の検討について

〔資料1〕

- (1) 計画部会
- (2) 災害時要援護者支援対策部会
- (3)精神保健福祉部会
- 2 障害者自立支援法施行後の区の取り組み状況と課題等について
 - (1) 現状について
 - ① 杉並区障害福祉計画の進捗状況について (平成18年度) [資料2]
 - ② 平成 19 年度障害程度区分判定状況と障害福祉サービスの支給決定状況について 〔資料3-1・2〕
 - ③ 杉並区地域自立支援協議会の運営状況について

[資料4]

④ 就労支援の現状について

[資料5]

(2) 課題について

V 報告

1 杉並区移動サービス情報センターについて

〔資料 6〕

2 ふれあい運動会、障害者週間事業(うえるフェスタ、障害者区議会など)について [資料7]

VI その他

次回 障害者福祉推進協議会 20年3月頃開催予定 専門部会

> 計画部会(平成 19 年 12 月 19 日午前 10 時から西棟 6 階第 5 会議室) 災害時要援護者支援対策部会

(平成 19 年 11 月 27 日午後 1 時 30 分から西棟 6 階第 5 会議室) 精神保健福祉部会(平成 20 年 1 月 10 日午後 3 時から職員会館 B201)

【配布資料】

- 資料1 障害者福祉推進協議会専門部会の開催状況について
- 資料2 杉並区障害者福祉計画の進捗状況について(平成18年度)
- 資料 3-1 平成 19 年度障害程度区分判定状況
- 資料3-2 障害福祉サービスの支給決定状況
- 資料4 杉並区地域自立支援協議会の運営状況について
- 資料5 就労支援の現状について
- 資料6 移動支援センター (パンフレット)
- 資料7 障害者週間事業 (パンフレット)

障害者福祉推進協議会専門部会の開催状況について

部会名	検討テーマ	第1回検討状況	第2回検討状況	現状での検討課題等
計画部会	〇障害者計画、障害福祉計画の 改定に向けた提言	「議題等」 ○区における障害福祉計画とその他の計画との関係について ○18年度の障害福祉計画の進捗状況について ・重複する計画項目や関係性の整理が必要 ・支給決定量や利用実績などから精度の高い利用推計が必要 ・重度障害者等対応のヘルパーなど人材確保が必要 ・通所や入所施設の新体系移行時期の遅延 ・就労継続A型や就労移行支援など基盤不足 ・ショートステイの希望曜日の集中などによる供給不足 ・地域移行を促進するためのグループホーム、重度者対応が可能なケアホームの整備が必要		○利用実績の検証 ・自立支援給付 ・地域生活支援事業 ○目標値と実績に乖離がある場合 の確保策
災害時要援護者 支援対策部会	〇新たな災害時要援護者支援対策の 構築にむけて、障害者分野からの提言 〇日頃からのセーフティネットの強化策	 〔議題等〕 ○災害時要援護者支援対策のこれまでの取り組みと成果及び19年度の取り組みについて(報告) ○専門部会のテーマとスケジュールについて ・たすけあいネットワークの周知と登録の勧奨。 ・個人情報管理の課題 ・発災時の安否確認、物資運搬等の体制 ・医療の必要な障害者の対応 		○19年度モデル震災救援所の取り組みの結果の評価 ○在宅支援プラン ○福祉救援所の設置促進
精神保健福祉部会	〇地域での生活の支援と権利擁護 〇疾病に対する支援と障害に対する支 援の連携体制 〇精神障害者を支える地域のネット ワーク	 〔議題等〕 ○区における精神保健福祉の状況について ○専門部会の運営について ・「精神障害者」のニーズを捉えるときの精神障害者数はどの数か。 ・他の障害者施策と比べサービスの基盤整備が遅れている。地域で生活し続けるために必要なことは一相談窓口、本人・家族のレスパイトの場、住居、日中活動の場など。これらのサービスは、退院促進を進めるためにも必要なサービス。・・障害と病気を繰り返す特性がある、状態悪化を早期に把握でき、必要な対応をできる地域のしくみが必要・本人、家族の病識と障害受容と近隣との関係での課題 	「議題等」 ○区における精神障害者退院促進事業について(報告) ○精神障害者の地域生活を支える支援について(必要な基盤整備の内容) ・精神障害者の対象者数、状態像は精神保健福祉手帳の所持者数、状態像で捉える。 ・「ニーズ」は"誰が""どの視点"で捉えるかによって異なる。⇒まず、それぞれの相談機関の相談の中で対応できているニーズ、対応できていないニーズを整理する。 ・サービスメニューがあってもそれらがどう結びつくかによってニーズへの対応になるか、ならないか左右される。社会資源を有効活用できるしくみが必要…ケアマネジメントのしくみ	〇地域生活を継続するためのニーズで対応できていないものの把握 〇精神障害者の特性を踏まえたケアマネジメントとネットワークのしく み

杉並区障害福祉計画の進捗状況について(平成18年度)

第1期杉並区障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)は、平成19年度と平成20年度を計画期間とする障害者自立支援法に基づく計画です。

障害福祉計画は、基本指針(平成18年6月26日付け厚生労働省告示第395号)をもとに、給付実績、障害者基礎調査及び事業者参入意向調査などを踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス見込み量と確保のための方策、精神科病院や障害者入所施設からの地域移行者数及び障害者施設からの就労者数についての目標値とそれに必要な方策などを掲載しています。

障害者自立支援法におけるサービスは、平成18年4月と10月に段階的に開始しました。

平成 19 年度以降における障害福祉計画の円滑な推進を図るため、計画数値と平成 18 年度の利用実績を比較し、進捗状況を検証します。

- サービスにより1年間又は1ヶ月を計画数値の期間としています。
- 1ヶ月を計画数値の期間とするサービスは、各年度 10月の利用量として推計しています。また、比較検証のため、平成 18年 10月と平成 19年 3月の利用実績を記載しています。

I 障害福祉サービス及び地域生活支援事業

1 訪問系サービス

自立支援給付の居宅介護等のサービスと地域生活支援事業の移動支援などの訪問系サービスについて検証します。

サービス名		利用	実績	障害福祉計画(計画数値)		
	リーレス _石	平成18年10月	平成19年3月	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居	身体介護	235人	230人	238人	248人	274人
居宅	分 件 月 唆	5,256時間	4,831時間	4,587時間	4,951時間	5,138時間
介	家事援助	158人	161人	178人	186人	210人
護		1,934時間	1,988時間	2,078時間	2,167時間	2,432時間
番1		40人	42人	50人	51人	52人
里点	支初10月 丧	11,182時間	12,457時間	11,872時間	11,788時間	11,174時間
4元章	行動援護	1人	2人	5人	8人	20人
115	助仮丧	2時間	87時間	129時間	212時間	568時間
重点		0人	0人	3人	4人	10人
	包括支援	0時間	0時間	1,282時間	1,695時間	4,144時間
		330人	351人	270人	275人	290人
移!	動支援事業	5,639時間	6,055時間	5,580時間	5,819時間	6,510時間
<i>#</i> :	47.11.12	0人	0人	3人	5人	10人
生活サポート	0時間	0時間	30時間	50時間	100時間	
	 合 計	764人	786人	747人	777人	866人
		24,013時間	25,418時間	25,558時間	26,682時間	30,066時間

訪問系サービスの合計は、平成 19 年 3 月利用実績 25,418 時間に対し、平成 19 年度計画数値 25,558 時間と差異がほとんどありません。

利用実績の推移から、平成19年度計画数値の時点としている平成19年10月では利用実績が計画数値を上回ると推測します。

①身体介護

利用実績は、平成 18 年 10 月 5,256 時間に対し、平成 19 年 3 月 4,831 時間と約 8 % 減少しています。また、平成 19 年 3 月利用実績が平成 19 年計画数値 4,587 時間を上回っています。

「主な原因〕

・利用実績の減少は、給付対象や支給内容の見直しを行ったことによる。

「予測」

・給付対象や支給内容の見直しをすすめていくため、利用実績が減少して平成 19年度では計画数値と利用実績とでは、大きな差異が生じない。

②家事援助

利用実績は、平成 18 年 10 月に比べ、平成 19 年 3 月が利用人数と利用量ともに微増傾向にあります。

〔予測〕

・平成19年度では計画数値と利用実績とでは、大きな差異が生じない。

③重度訪問介護·重度障害者等包括支援

重度訪問介護は、平成 19 年 3 月利用実績 12,457 時間に対し、平成 19 年度計画数値 11,872 時間と既に上回っています。また、重度障害者等包括支援は、平成 18 年度では支給決定がなく利用実績はありませんでした。

〔主な原因〕

・重度訪問介護の利用実績が計画数値を既に上回っているのは、計画数値に見 込んでいる重度障害者等包括支援の利用者が、重度障害者等包括支援を実施 する事業者が少ないことなどから、重度訪問介護を利用していることによる。 (平成18年度末時点で重度障害者等包括支援の区内指定事業者は1社)

〔予測〕

・給付単価等から重度障害者等包括支援への事業参入が見込めないため、重度 障害者等包括支援の対象者は、重度訪問介護を利用するため、計画数値と利 用実績の乖離が広がる。

④行動援護

支援費制度では給付実績がありませんでしたが、障害者自立支援法の開始以後、行動援護の給付基準が緩和されたこともあり、利用実績が少しずつ伸びています。

〔予測〕

・サービス利用の定着により、利用実績が伸びていく。

⑤移動支援

平成19年3月利用実績6,055時間に対し、平成19年度計画数値5,580時間と約8%の差異が生じています。また、利用者数では約23%の差異があります。

平成 17 年 10 月の外出介護の利用実績が利用者数 274 人、利用時間 4,926 時間で、利用時間を利用者数で除算した利用者一人当たりの利用時間 17.98 時間に対し、平成 19 年 3 月では 17.25 時間と大きな変動がありません。利用者数の増加が利用時間を伸ばしている状況にあります。

〔主な原因〕

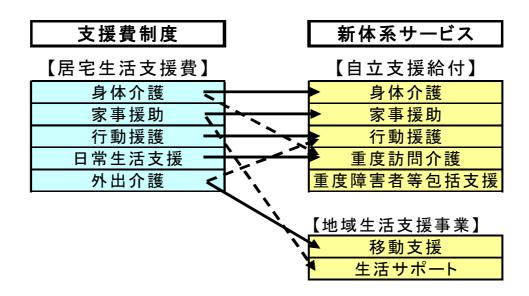
- ・特に必要性を認める通所・通学の支援を移動支援で対応することにした。
- ・移動支援により障害者の行動範囲が拡大し、サービス利用が定着した。
- 新たに精神障害者や高次脳機能障害者を含めるなど対象者を拡大した。

[予測]

・移動支援の平成 19年2月支給決定者数 589人に対して、利用者数 338人、 未利用者数 251人と、サービスの未利用者が 40%以上であり、平成 19年 度においても利用者数と利用時間ともに増加する。

⑥生活サポート

障害程度区分が非該当と認定された方へのサービスであり、平成 18 年度は非該当と認定された方がいなかったため利用実績がありません。



2 通所系サービス

旧身体障害者福祉法や旧知的障害者福祉法による入所施設は、障害者自立支援法により 夜間の入所部分(施設入所支援)と日中の通所部分に分離します。分離する通所部分とこれまでの通所更生施設や小規模作業所などの通所施設が、新しい通所系サービスとして再編されます。(次ページ「支援費制度から新体系サービスへの移行イメージ」を参照。)

地域生活支援事業で実施する地域活動支援センターを含め、通所系サービスについて検証します。

サービス名	利用	実績	障害福祉計画(計画数値)		
りって入石	平成18年10月	平成19年3月	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	63人	63人	92人	101人	327人
自立訓練(機能訓練)	1人	4人	19人	21人	39人
自立訓練(生活訓練)	0人	0人	12人	30人	100人
就労移行支援	3人	3人	28人	52人	160人
就労継続支援 A型	0人	0人	40人	50人	91人
就労継続支援 B型	2人	2人	82人	209人	423人
療養介護	2人	2人	2人	2人	2人
経過措置施設	456人	441人	417人	308人	0人
法定外通所施設	354人	371人	279人	105人	0人
児童デイサービス	69人	78人	88人	96人	130人
地域活動支援センター	_				
作業型	0人	0人	50人	94人	122人
活動支援型	24人	22人	92人	180人	261人
通所系サービス 合計	974人	986人	1,201人	1,248人	1,655人

[※] 経過措置施設の数値は、経過措置を適用する通所施設の利用者数を示しています。

地域活動支援センターを含めた通所系サービスの合計は、利用実績で平成 18 年 10 月 974 人、平成 19 年 3 月 986 人と、利用者数の推移が少ない状況です。また、旧身体障害者福祉法や旧知的障害者福祉法における通所施設や入所施設が、平成 23 年度末まで経過措置の適用があり、平成 18 年度では新しい体系への移行が進んでいない状況にあります。

「予測」

- ・今後、入所施設(約300人分)を含めた経過措置施設や小規模作業所などの法定外通所施設の移行時期が集中するとともに、個々のサービス利用量が大きく変動する。
- ・養護学校卒業生や地域移行者などによる新規利用者分として必要な利用量は、通所施設からの就労や既存通所施設の利用状況から、当面の間は新規 参入事業者を見込まなくても、受け入れが可能である。
- ・就労継続支援A型は、新規参入や移行の動向が見られず、計画数値との差 異が生じる。

支援費制度から新体系サービスへの移行イメージ(施設サービス)

支援費制度

新体系サービス

身体障害者デイサービス

なのはな・こすもす・なでしこ生活園、障害者福祉会館

知的障害者通所更生施設 すぎのき生活圏、阿佐谷生活圏

知的障害者通所授産施設

知的障害者入所更生施設 すだちの里すぎなみ、その他区外施設

精神障害者小規模作業所 等の法外施設



生活介護

自立訓練(機能訓練)

地域活動支援センター

生活介護

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援A型・B型 等

施設入所支援 【夜間部分】 生活介護 等 【日中部分】

就労移行支援

就労継続支援 A型・B型 等

地域活動支援センター 等

3 短期入所と日帰りショート

自立支援給付の短期入所と地域生活支援事業の日帰りショートについて検証します。

サービス名	利用実績		障害福祉計画(計画数値)		
y C/A	平成18年10月	平成19年3月	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	86人	82人	100人	105人	120人
	372人日分	383人日分	500人日分	525人日分	600人日分
日帰りショート	28人	26人	50人	50人	51人
口冲リンコート	15人日分	22人日分	36人日分	38人日分	38人日分
合 計	114人	108人	150人	155人	171人
	387人日分	405人日分	536人日分	563人日分	638人日分

短期入所と日帰りショートは、18年度利用実績が平成19年度計画数値に比べて利用者数と利用日数ともに下回っている状況にあります。短期入所は、平成18年度に短期入所分6床(すだちの里すぎなみ)を区内に整備しました。日帰りショートを日数換算した短期入所との合計値では、平成17年10月利用実績341日であったのに対し、平成18年10月利用実績387日であり、整備量に応じた利用量の増加が現れていません。また、日帰りショートにつきましても、平成18年度から事業委託を区外施設へ拡大しましたが利用実績が伸びていない状況です。

〔主な原因〕

- ・利用者の希望日が、特定の曜日などに集中して稼働率が低くなっている。
- ・利用時の送迎対応がなく、区外施設等の利用が進んでいない。

〔予測〕

・ミドルショートなどによる利用日数の変動があるが、サービス提供基盤の増加は 見込めない。

4 居住系サービス

自立支援給付のグループホーム、ケアホーム、施設入所支援及び法定外グループホームについて検証します。

サービス名	利用実績		障害福祉計画(計画数値)		
y CAA	平成18年10月	平成19年3月	平成19年度	平成20年度	平成23年度
グループホーム	38人	42人	54人	66人	94人
ケアホーム	64人	67人	82人	98人	142人
法定外グループホーム	27人	26人	27人	27人	25人
合 計	129人	135人	163人	191人	261人
施設入所支援	8人	7人	46人	75人	284人
経過措置施設	321人	322人	261人	225人	0人
合 計	329人	329人	307人	300人	284人

[※] 経過措置施設の数値は、経過措置を適用する入所施設の利用者数を示しています。

①グループホーム・ケアホーム

平成 19 年度計画数値 163 人に対して、利用実績が平成 18 年 10 月 129 人、平成 19 年 3 月 135 人と、下回っている状況にあります。

平成18年10月から平成19年3月までの間に、区内にグループホームが1所開設し、利用実績としても現れています。

[主な原因]

・通勤寮(平成 18 年 10 月利用実績 13 人)からグループホーム・ケアホームへ移行を見込んだが、経過措置を適用し通勤寮のままとなっている。

〔予測〕

- ・平成 19 年度以降において、区内にグループホーム・ケアホームの開設が見込まれ、利用者数が伸びていく。
- ・通勤寮は、グループホームなどへの移行時期が遅れる。
- ・障害者入所施設からの地域移行によって、特に重度知的障害者のケアホームの 不足が見込まれる。

②施設入所支援

平成 19 年度計画数値 46 人に対して、平成 18 年 10 月実績は 8 人と、大きく下回っています。

通勤寮を除いた経過措置施設と新体系の施設入所支援の合計値は、平成 18 年 10 月 実績 316 人に対し、平成 19 年計画数値 307 人です。

〔主な原因〕

・旧体系(経過措置施設)から新体系への移行が進んでいない。

[予測]

・平成 19 年度以降において、経過措置施設が施設入所支援へ移行するが、入所施設の利用者数としては大きな変動がない。

5 その他のサービス

(1) 相談支援

サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援 (サービス利用計画作成)(月件数)	0件	120件	130件	150件
障害者相談支援事業所(設置数)	3ヶ所	3ヶ所	6ヶ所	7ヶ所
地域自立支援協議会 (設置数)	_	1団体	1団体	1団体

サービス利用計画作成は、平成 18 年度において実績はありません。サービス利用計画が作成できる指定相談支援事業所は、平成 19 年 3 月末時点で区内に 6 ヶ所あります。今後、サービス利用の定着や、精神科病院や入所施設からの地域移行などにより、利用件数が伸びていくものと推測します。

区では、障害者の地域生活を支援するため、各種相談に応じる障害者相談支援事業所を 平成 19 年 3 月末時点で 3 ヶ所設置しています。今後、地域的バランスなどを考慮して平成 23 年度までに新規に 4 ヶ所、累計で 7 ヶ所を設置していくことを目標としています。 地域自立支援協議会は、平成 19 年 7 月に第 1 回を開催しました。

(2) コミュニケーション支援

サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳者派遣(月間回数)	41回	52回	54回	60回
要約筆記者派遣(月間回数)	8回	3回	5回	6回

※要約筆記者派遣の平成 18 年度実績は、10 月から 3 月までの 6 ヶ月間の数値を示しています。 平成 18 年度実績と平成 19 年度計画数値とでは、大きな乖離がありません。

要約筆記者派遣は、平成19年度から東京都の実施事業から区の地域生活支援事業に移行し、利用実績が増加していくものと推測します。

(3) 日常生活用具給付

	-			
サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護訓練支援用具(年間件数)	16件	42件	43件	50件
自立生活支援用具(年間件数)	24件	94件	98件	106件
住宅療養等支援用具(年間件数)	17件	58件	61件	67件
情報・意思疎通支援用具(年間件数)	55件	136件	140件	148件
排泄管理支援用具(年間件数)	2,397件	4,700件	4,750件	4,900件
住宅改修費(年間件数)	8件	33件	34件	38件

※18年度実績は、10月から3月までの半年間の件数を示しています。

平成 18 年度実績と平成 19 年度計画数値との比較では、大きな乖離がありませんが、 排泄管理支援用具を除いたサービスにおいて実績が少ない状況でした。

平成19年度以降も大きな変動がなく、計画数値程度で推移していくものと推測します。

(4) 盲人ホーム

サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
盲人ホーム(月間人数)	9人	12人	13人	15人

計画数値は、視覚障害者会館 (アイプラザ) でマッサージ等三療施術を行う視覚障害者の人数です。平成 18 年度利用実績と平成 19 年度計画数値とでは、実績が少ない状況です。平成 19 年度以降も大きな変動がないと推測します。

(5) 訪問入浴サービス

サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問入浴サービス(月間人数)	149回	233回	239回	256回

平成 18 年度利用実績と平成 19 年度計画数値とで、大きな差異が生じていますが、 平成 19 年度から 1 年間の利用限度回数を 38 回から 52 回に拡大するため、平成 19 年度 以降では実績は増加すると推測します。

(6) 生活支援事業

サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活に関する講座(年間件数)	9件	7件	8件	10件
本人活動の交流会等 (年間件数)	34件	65件	67件	70件

パソコン教室など日常生活に関する講座は、平成 18 年度実績と平成 19 年度計画数値とで、大きな差異がありません。

障害当事者交流会など本人活動の交流会等は、平成 18 年度実績と平成 19 年度計画数値とで、大きな差異が生じています。

[主な原因]

・件数の捉え方について同じ対象者で定例的に実施している障害当事者交流会など を1件としているため計画数値を下回った。

(7) 社会参加促進事業

サービス名	平成18年度 実績	平成19年度	平成20年度	平成23年度
スポーツ・芸術文化催し等	24件	25件	26件	27件
自動車運転免許取得助成	6人	6人	6人	7人
自動車改造費助成	6人	6人	6人	7人

※数値は、年間件数・人数を示しています。

スポーツ・芸術文化催し等は、自立生活支援センターすだちなどで多くの催しを実施し、 平成 18 年度実績が平成 19 年度計画数値を上回っています。

自動車運転免許取得助成や自動車改造費助成は、平成 18 年度実績と平成 19 年度計画 数値とでは、差異がありません。今後も大きな変動はないと推測します。

Ⅱ 障害福祉計画における目標値

基本指針において、精神科病院からの退院促進、障害者入所施設からの地域移行及び障害者福祉施設からの就職者数について、目標値を設定することとしています。障害福祉計画では、数値目標とそのための方策について掲載しています。

障害福祉計画で掲載している平成18年度見込みを含めて検証します。

1 精神科病院からの退院促進

	平成18年度 実績	平成18年度 (見込み)	平成19年度	平成20年度	平成23年度
病院からの地域移行者数	0人	2人	6人	7人	15人
累計	0人		6人	13人	48人

平成 18 年度に、区の内部組織として、オブリガード、保健センターや福祉事務所などの職員からなる退院促進のための検討会を設置し、課題整理や対象者の把握等を検討しました。また、モデルケースとして 2 名の地域移行者を試行しましたが、退院にはつながりませんでした。

平成 19 年度に設置する地域自立支援協議会のもとに地域移行部会を設置し、平成 18 年度の検討結果を引き継ぎ、退院促進を推進していきます。

2 障害者入所施設からの地域移行

	平成18年度 実績	平成18年度 (見込み)	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域生活移行者数	4人	2人	10人	18人	13人
累計	_		10人	28人	65人
施設入所者数	316人	309人	307人	300人	284人
都外施設入所者数	154人	155人	150人	145人	130人
構成比	48.73%	50.20%	49.70%	49.20%	45.80%

※平成18年度実績の施設入所者数には、通勤寮利用者数(13人)を含んでいません。

施設入所者は、平成 17 年度施設入所者数 286 人に対して、平成 18 年度実績(10月) 316 人と 30 人増加しています。また、都外入所者数の構成比が、平成 18 年度の見込みに比べ平成 18 年度実績が下回り、都内施設入所者数の増加が現れています。これは、平成 18 年 4 月に区内にすだちの里すぎなみを開設したことが原因としてあります。

平成18年度の地域移行者数が、身体障害者施設と知的障害者施設から合計で4人あり、 平成18年度見込み2人を上回りました。

平成 19 年度計画数値である地域生活移行者 10 人及び施設入所者 307 人の達成に向け 必要な支援を行います。

3 福祉施設からの就職者数

			平成18年度 実績	平成18年度 (見込み)	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就職者数			25人	25人	30人	35人	50人
	累	計			30人	65人	200人

※障害者雇用支援事業団で就労訓練し、企業就労した人数は含んでいません。

平成 18 年度において、通所更生施設や小規模作業所など障害者福祉施設からの企業就 労者数は、実績が見込みと同数の 25 人でした。特例子会社を区内誘致したこと、アルバイトや短時間就労など様々な雇用形態がみられます。

今後は比較的障害程度の重い方が就労するにあたって、就労を画一的な捕らえ方でなく 多様な就労形態によるものへ進むと推測します。

平成19年度障害程度区分判定状況

調査基準日:平成19年9月末現在

■ 全体	対象者数	判定終了割合	上位区分変更率
	191	100.0%	36.6%

2次判定 1次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	1次判定計	1次判定 割合
非該当	1	1	0	0	0	0	0	2	1.0%
区分1	0	30	15	2	0	0	0	47	24.6%
区分2	0	0	61	28	0	0	0	89	46.6%
区分3	0	0	0	19	16	1	0	36	18.8%
区分4	0	0	0	0	0	4	0	4	2.1%
区分5	0	0	0	0	0	2	3	5	2.6%
区分6	0	0	0	0	0	0	8	8	4.2%
2次判定計	1	31	76	49	16	7	11	191	100.0%
2次判定割合	0.5%	16 2%	39.8%	25 7%	8 4%	3 7%	5.8%	100 0%	

口 知的	対象者数	判定終了割合	上位区分変更率
	97	100.0%	45.4%

2次判定 1次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	1次判定計	1次判定 割合
非該当	1	0	0	0	0	0	0	1	1.0%
区分1	0	17	4	0	0	0	0	21	21.6%
区分2	0	0	23	21	0	0	0	44	45.4%
区分3	0	0	0	8	13	1	0	22	22.7%
区分4	0	0	0	0	0	4	0	4	4.1%
区分5	0	0	0	0	0	1	1	2	2.1%
区分6	0	0	0	0	0	0	3	3	3.1%
2次判定計	1	17	27	29	13	6	4	97	100.0%
2次判定割合	1.0%	17.5%	27.8%	29.9%	13.4%	6.2%	4.1%	100.0%	

□ 身体	対象者数	判定終了割合	上位区分変更率
	63	100 0%	12 7%

2次判定 1次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	1次判定計	1次判定 割合
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
区分1	0	7	3	0	0	0	0	10	15.9%
区分2	0	0	31	0	0	0	0	31	49.2%
区分3	0	0	0	11	3	0	0	14	22.2%
区分4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
区分5	0	0	0	0	0	1	2	3	4.8%
区分6	0	0	0	0	0	0	5	5	7.9%
2次判定計	0	7	34	11	3	1	7	63	100.0%
2次判定割合	0.0%	11.1%	54.0%	17.5%	4.8%	1.6%	11.1%	100.0%	

□ 精神	対象者数	判定終了割合	上位区分変更率
	31	100.0%	58.1%

2次判定 1次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	1次判定計	1次判定 割合
非該当	0	1	0	0	0	0	0	1	3.2%
区分1	0	6	8	2	0	0	0	16	51.6%
区分2	0	0	7	7	0	0	0	14	45.2%
区分3	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
区分4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
区分5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
区分6	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
2次判定計	0	7	15	9	0	0	0	31	100.0%
2次判定割合	0.0%	22.6%	48.4%	29.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

				設	問1								設	問2							T	設問3		設問4		設問5	
	8月25日 時点と		費及び訓 自の軽減	i立支援給 練等給付 ば策につい 設サービ	費に係る区 てご回答く	☑市町村独 ださい。	行って	ていま。 。複数 法施	すか 可】 ₽サ-	?(-ビス	又は につ	行うう いてに	予定で ま、設	別3で	?)【該 記載。	当欄	(C)	O Jを	付して	こくた				児施設 担等が が、区で	利用者に 導入され 市町村独	定率負 ました 自の軽	設問4でアまたはイを 選択された場合、具 体的な軽減策をお書 きください。
	の変更の有無	区市町村名	ア 行っている	イ行っている	ウ 行っていない	エ 行っていない	居宅介護	重度 訪問	行重 援誘	療養介護	生活介護	童イラス	豆期	重度障 害者等 包括支 援	共同 生活 介護	施設 入所 支援	自立訓練	就労 移行 支援	就労 継続 支援	共同 生活	計り	設問2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど のような内容ですか?	備考	減策はありますか?該当 欄に〇を付してください。		ださい。	
	有無		(当面は、 現行の軽 減策のみ 実施)		(今後は行 う予定)	(今後も行 わない予 定)		10 月						10 月	10			10	10	4 1 月 月				ア 軽減 策を行う ことで決 定してい	イ 軽減 策を行う ことを予 定してい	ウ 行う予 定はな い。	
1		千代田区	0				00	0	00		00	00		0	0	0	0	0	0	00	加力	①デイサービス、短期入所、共同生活援助、通所 施設、入所施設において、所得税年額14万円以 下の世帯(住民税非課税世帯 <u>含む</u>)に属する者を 対象に、1割の定率負担を5%に軽減する。		<u>a.</u>	0		通所施設、入所施設 において、住民税非 課税世帯に属する者 を対象に、1割の定率
																					1	②ホームヘルプサービスにおいて、所得税年額 14万円以下の世帯(住民税非課税世帯除く)に属 する者を対象に、定率負担を5%に軽減する。	į				負担を5%に軽減する。
2		中央区	0									C	00								斿	区立施設の短期入所、デイサービス、通所授産 施設において、一般世帯についても、食費のうち 人件費相当分の補助する。				0	
																					Ì	①社会福祉法人減免を適用しない事業者のホームヘルプサービスを利用した場合にも、月額上限額を半額にする。					
3		港区	0				00		00		0	00		0	0	0	0	0	0		1:	②介護給付・訓練等給付等の利用者負担上限額に自立支援医療、補装具の利用者負担額を含めて上限額を適用し、複数のサービスを多く利用する重度の方の負担を軽減する。				0	
																					i 1	③通所施設において、食費負担が軽減されるよう 通所施設へ補助を実施する。 1日1,160円のうち800円(非課税世帯の人件費相 当分含む)を補助する。					
																					7	上記①~③は、低所得(住民税非課税世帯)だけ でなく、一般(住民税課税世帯)の方も対象とす る。					
4		新宿区	0								0	0									〕 扎	①区立の障害者福祉施設において、社会福祉法 人軽減の資格要件を満たす方について、月額負 担上限額を7,500円に軽減する。	18年度か ら3年間実	H		0	
																					7.	②区立の障害者福祉施設において、一般世帯に ついても食材料費のみの負担となるよう補助す る。食材料日相当分の自己負担額は、1日370円 (児童デイサービスは270円)。	施				
5		文京区	0				00	0		00	O	0	0	0	0	0	0	0	0	C	ا ا ا	区立の通所授産施設、通所更生施設、デイサー ビス(法内)において、食費に関する軽減策を講じ る。住民税課税世帯の利用者は、1日350円、住 民税非課税世帯の利用者は1日230円の利用者 負担になるまで区が補助する。	.18年度か ら3年間実			0	

П		1											=n								=======================================		=======		<u> </u>
				設	問1									問2							設問3	-	設問4	, > ===================================	設問5
			障害者目	立支援給	付のうち、	介護給付 医市町村独	設問	1でア	、イヌ	はウ	と回る	答した	[짇]	5町村(ま、ど	のサ-	ービス	くで軽	[減策	を					設問4でアまたはイを
			質及ひ訓	裸寺稲竹:	貫に係る2	と中町付独	行つ	しいよ	ョ か	? (.	XIJ1	エンブ	'走(יית פי	?)【該	当懶	1210)]を1	可し ^で	. <7:					選択された場合、具
	3月25日				てご回答く スを含める	にさい。		複数		ビラ		171-	⊢ ⊕л	問3で	## C#								導入され; 5町村独Ⅰ		体的な軽減策をお書 きください。
	時点と		* 10 法施	は設り一しん	へを含める	0	↑ ID.	江 加高	<u> </u>	虚し	こ JU	音し	人、前又	1回らで	記戦。		白	- 1	. 1				ありますが		21/2010
	の変更の有無	区市町村名					居宅	重度	行動	養	日デ	単 矢	期	重度障 害者等 包括支 援	共同	施設	岩	沈労 3	就労	共同	設問2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど 備考		かりみすん を付してく		
	の有無		ア 行っている	イ 行っている	ウ 行っていない	エ 行っていない	介護	訪問介護	援護	介了	٦ Ý	- ͡ʒ	所	包括支	生活	人所	訓	多行 ₹	継続	生活	のような内容ですか?	1127	_1,0 ()	,, 。	
								ガ酸		護言	隻 ビ	ス		援	川渡	又抜	練	又抜 .	又抜	饭叨					
			(当面は、			(今後も行	4 10	10							10					4 10				ウ行う予	
				(今後拡充		わない予		1 '	l 'l''	1.1.	` '	'			'			.		1		ことで決	策を行う ことを予	たはな	
	有無		減策のみ 実施)	を予定)	う予定)		月月	月	月月	月月月	月月	月月	月	月	月	月	月	月	月.	月月		定してい	定してい		
H	13 7		大肥/					1.	/ / /	111			1.		<u> </u>							<u>る。</u>	る		
																					①低所得1・2の世帯であって、重度障害者や支援の必要性が高いにもかかわらず、国や都の低	i			
																					所得者対策では減免されない者にホームヘル	i,			
																					プ、通所施設の月額負担上限額を半額に減額す	i,			
																					る。				
																					②所得税額が14万円以下の世帯のホームヘルプ 18年度か	i,			
		台東区		0				0						0		0	0				利用者でこれまで支援費制度では負担額の無 63年間実	i,		0	
°		口果区										90	$ \cup $	O							かった者にホームヘルプの利用者負担を5%に協	i,			
																					減額する。	i,			
																					③通所施設において、食費負担の減免対象とな	i,			
																					らない住民税均等割のみの課税世帯を対象に、	i,			
																					食費負担を概ね1/3(食材料費のみ)に減額す				
																					る。	i,			
H											+	_													
																					 通所施設(通所授産・通所更生)において、一般 18年度か	i			
7		墨田区	0																		課税世帯と非課税世帯を対象に、食費の利用者ら3年間実	i			検討中
TÍ.																					負担額を食材料費のみの1日370円とする。 施	i			1247
																					①住民税課税世帯の全身性障害者等の重度障				
																					害者の上限額を引き下げる。具体的には、支援	i,			
																					費制度の「負担なし区分(B階層)」から新制度の18年度の	i,			
																					「一般世帯区分」となる者に対して、ホームヘルプみ実施	i,			
																					利用の場合、37,200円の上限月額を24,600円(低				
																					所得2と同額)とする。	i,			
8		江東区	0				00)											(0		i,		0	
																					②都外のグループホームについては、都加算の 18年4月か	i			
																					対象とならないため、同額の報酬額を区加算としら9月まで実	i,			
																					て支給する。なお、神奈川県の知的障害者生活 施。18年10	i,			
																					援助については、県の加算額(月額加算)と同額月以降は検	i,			
																					を支給する。 討中。	i			
\sqcup							$\sqcup \!\!\! \perp$		$oxed{oxed}$	$\perp \perp$	$\perp \! \! \perp \! \! \! \downarrow$		Щ				$oxed{oxed}$								
																					①居宅介護等ホームヘルプ利用者負担軽減につ	•			
																					いて、東京都による3%負担軽減対象者に、所得	1			
																					区分が一般のうち住民税均等割のみ課税者も含 18年度か				
9		品川区	0				00)	OC								0	0	0		(の) つ。 この この この この この この この 日 宝	1	0		
																					②地域生活支援を目的に、通所施設サービスを施施				
																					利用している者を対象に、利用料の自己負担額 ²⁰⁰ が月額3,000円になるまで助成し、利用者負担軽	i			
																					が月級3,000円になるまで助成し、利用有負担軽減を図る。	i			
ш		l .		L	I	<u> </u>			<u> </u>	1_L			<u> </u>				oxdot				#%にE100		l	1	

					=n.	BB 4								=n	BBO							=0.88.0	T I		=0.88 a		<u> </u>
			ŀ	陪宝老白		問1 せのきた。	介護給付	=лee	1 75 77	7.77	1+4	니다스			問2	+ 13	νπ	L" -	7 75 83	Z 1 	: /	設問3		ਹ ਜੋ 10	設問4 年10日#	いた時宝	設問5 設問4でアまたはイを
				啓古石日 春及バ訓	並又拨和` 練筌給付:	門のうら、	加暖和的 【市町村独	マラマ でんり かいこう こうしゅう こうしゅう ひょう こうしゅう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょ	ていま	、イス すか	つ (. いか.)	ひはれ	ゴしバ テうき	5位1 5定7	ですかく	ょ、⊂ ?)【該	ジリー	-[/	へで料	±減束付して	とさ				サーロカル		選択された場合、具
	8月251	н			策についる				複数			7 10 1	, , ,	~_ `	. , ,,	· / LH2	- IIA		-10	1,00	,_				算入される		体的な軽減策をお書
	時点と				設サービス					ひけー	ビス	につし	ハては	ま、診	と問3で	記載。)							が、区市	町村独自	目の軽	きください。
	の変す	€	[市町村名					- 4	重度	/- ±1	療	生 児	童	- 440	重度障	共同	施設	自京	北労 5	就労	共同				ありますか		
	の有無	#	1 T [W [] 1	ア 行っている	イ 行っている	ウ 行っていない	エ 行っていない	居宅介護	訪問	行 野 採 業	食 7	古 ア ヘ サ	1 ½ — 7	明	吾有寺 匀坛支	生活	入所	및 테	多行	継続	生活	設問2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど 「	#75	爾にひる	付してく	たさい。	
								八叹	介護	行動 援護	護言	も ビ	z ľ	(1)1	援	介護	支援	練	5援 :	支援	援助	設問2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど 伽のような内容ですか?					
				(当面は、			(4 10	10							10					4 10					ウ行う予	
╽┟				現行の軽	(今後拡充		(今後も行 わない予		10		1'"	~ ~	10		10	10	10	10	10	10	7 '			策を行う ことで決	策を行う ことを予		
	有無	Ħ.		減策のみ 実施)	を予定)	う予定)		月月	月	月月	月月	月月	月月	月	月	月	月	月	月	月	月月			定してい	定してい	• 0	
H				- 1.0-				\vdash			++	+	-	+				\vdash		-	-			వ	る		
																						デイサービス利用者及び通所施設利用者の食費 実費負担について、軽減を行なう。					
																						1					
																						①区立通所施設において、生活保護及び低所得 1・2(非課税)世帯に対して、食材料費相当分を1					
																						日200円(400→200)(児童デイサービスは150円					
																						(300→150))のみの自己負担になるように補助す					
				_							11,									\sim		<u> </u>	F度か			0	
10		F	黒区	0							11		0					0		0			∓間実			O	
																						用者に対して、食費の負担額が食材料費相当分 施 のみの1日400円(児童デイサービスは300円)に					
																						なるよう人件費相当分400円を区が補助する。					
																						③民間施設利用者に対して、生活保護・低所得					
																						1・2(非課税)の世帯には、1日200円、また一般					
																						(課税)世帯の利用者には1日400円を区が補助					
\vdash																						する。					
																											現行措置費と同程度
11		J	区田之				0																		0		の負担となるよう収
		ľ																									入に応じ、利用料・給 食費の軽減を行う。
\perp																											良貝の軽減で11つ。
12		t	世田谷区				0				Ш															0	
																						デイサービス、短期入所において、区市町村民税 184					
13		污	长谷区	0								0	O C	0								世帯非課税者を対象に、10%の定率負担を3% ら34				0	
																						に軽減する。 施の	予定				
14		4	中野区				0																			0	
																			T			①一般(住民税課税)世帯の中で、均等割のみ課					
										۔ ا ۔ ا					_							税世帯については、低所得2と同等の扱いとす 184					区の保育料と同水準
15		木	彡並区	0				OC	0	OC		ادار	O C		0	0	O	0	O	0			∓間実	0			の利用者負担(食費 を含む)とする。
																						②児童デイサービスの利用者負担は無料とす施る。					ではむ/こりる。
\vdash								++	1	$\vdash\vdash$	++	+	+	+				\vdash	-	-	+	' o '					
																							18年				
																						利用者負担を無料とする。 4月。	とり				
				_																		ਹਾ ।	18年			_	
16		1	豊島区	0								0										一〇				0	
																						して、一般課税世帯に対する食費の軽減策(650)平成					
																						円→330円)を実施。 3月					
																						(予定	≧)				

				=n.	BB 4								=n	LBBO							=n.88 o	1		=0.88 4	"	<u> </u>
	8月25日 時点と		費及び訓 自の軽源	設 記支援給 練等給付 対策につい 記サービ	費に係る区 てご回答く	₹市町村独 ださい。	行っ さい * IE	ている 。複数 法施	ξすか (可】 設サ−	? (-ビス	(又は につ	行うき いてに	た区で予定で	ですか′ ひ問3で	?)【該 記載。	当欄	: [()Jを(付して	くだ			児施設 担等が		定率負ました	設問5 設問4でアまたはイを 選択された場合、具 体的な軽減策をお書 きください。
	の変更の有無	区市町村名		イ行っている			居宅介護	重度訪問	行動援護	療養介護	生活介護	童イタース	逗期 入所	重度障害者等 包括支援	共同 生活 介護	施設 入所 支援	自立訓練	就労 第	就労 継続 支援	共同 生活 援助	† 設問2のサービスにおける具体的な軽 のような内容ですか? _	経減策は、ど 備考	減策は 欄に〇	あります <i>た</i> を付してく	か?該当 ださい。	C 1120 0
	有無		(当面は、 現行の軽 減策のみ 実施)	(今後拡充 を予定)	(今後は行 う予定)	わないア	4 1	0 10	4 1	0 10	10 4	10 4	10	10	10	10	10	10		4 10			ア 軽減 策を行う ことで決 定してい	策を行う	ウ 行う予 定はな い。	
17		北区				0															通所施設(通所授産・通所更生・デイルで、一般世帯を対象に食費の利用減する。軽減内容は、食費の利用者1度は370円、19年度は510円と段階る。	者負担を軽 18年4月 負担を18年 日から遡			0	
																					①在宅サービス利用者に対する激変 て利用者負担を3%にする。 ②通所施設利用者に対する激変緩和 費負担を50%に軽減する。	18年度: 				
18		荒川区	0				00	0			0	00	00	0							③在宅でサービス利用量が多い者に 的な緩和策として、月額上限負担額 減する。 上記①~③は、低所得(住民税非課利 でなく、一般(住民税課税世帯)も対象	を50%に軽ら恒久的実施			0	
19		板橋区				0															区立福祉園において、一般世帯を対 負担を低所得世帯と同様の1日350 る。(650→350)	対象に、食費 平成21年				一般世帯を食材料費 のみに軽減する。(平 成21年3月までの経 過措置)
20		練馬区	0																		通所施設(通所授産・通所更生)、 サービス、児童デイサービスにおいて 及び低所得1・2を対象に、食費の利 うち、18年度3/4、19年度1/2、20 補助を行なう。	、生活保護 18年度 用者負担のら3年間			0	
21		足立区				0															実施しない。				0	
22		葛飾区	0																		通所施設において、一般世帯について うちの人件費相当分を区が補助し、 分のみの自己負担とする。	ても、食費の 食材費相当 9年度以 は未定。		0		利用者負担及び食費 負担の軽減を検討中
23		江戸川区				0																			0	

П				設	問1		1					į	设問2								設問3			設問4	<u> </u>	近18年8月25日時点 設問5
	8月25日 時点と		費及び訓 自の軽減	立支援給 練等給付 嫌につい	付のうち、		行って	ていま。 。複数 法施製	すか? 可】 ***ー	ア(又	は行っ	した区 う予定	市町村! ですか '	?)【該 記載	当欄	_ [(OJを	付して	こくだ		MAST V -		児施設 担等が が、区間	3年10月7 利用者に 導入される 5町村独居	定率負 ました 自の軽	設問4でアまたはイを 選択された場合、具 体的な軽減策をお書 きください。
	の変更の有無	区市町村名	ア行っている	イ行っている	ウ 行っていない	エ 行っていない	が護						重度管署	共同 生活 介護	施設 入所 支援	自立訓練	就労 移行 支援	就労継続 支援	共同 生活 援助	i o	B間2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど)ような内容ですか?			ありますだ を付してく	ださい。	
	有無		(当面は、 現行の軽 減策のみ 実施)	(今後拡充 を予定)	(今後は行 う予定)	(今後も行 わない予 定)		10月月						10			10		4 1 月 月				デ 軽減 策を行う ことで決 定してい る。	策を行う ことを予	ウ 行う予 定はな い。	
24		八王子市				0																			0	
25		立川市				0																			0	
26		武蔵野市	0							0						0	0	0		(Ξ σ.	通所施設において、一般世帯の利用者を対象 に食費のうち人件費相当分420円を減免する。こ の軽減事業を実施する施設に対し、420円のうち 可が200円を助成し、残額を施設が負担する。				0	
																					②社会福祉法人軽減を行う通所施設に対して、 経滅のための施設負担分を市が助成する。					
27		三鷹市	0							0	00					0	0	0		得め	恿所施設サービスを継続的に利用している低所 身者(住民税非課税世帯)の負担を軽減するた ○、利用者負担の一部を減免する。(月額4,500円 ○市の負担上限とする。)	18年度か ら3年間実 施			0	
28		青梅市				0																			0	
29		府中市			0															丬	状況によって実施				0	※ただし、要望等市 民の声があるので、 検討中です。
30		昭島市				0																			0	
																				月 3 に	居宅介護、行動援護、外出介護において、住民税均等割りのみ課税世帯で、預貯金額が1人50万円を超えない世帯(世帯員が1人増えるごと100万円を足す)の利用者を対象に、利用者負担額の1/2を減免する。	10年至小				
30		調布市	0				00		0			00								害起严食	②通所施設、デイサービスにおいて、住民税均等別りのみ課税世帯で、預貯金額が1人350万円を超えない世帯(世帯員が1人増えるごとに100万円を足す)の利用者を対象に、利用者負担額の設費に係る人件費相当分(200円)を減免する。 ②短期入所において、低所得1・2の利用者を対象に利用者負担額の1/2を減免する。	18年度か ら3年間実 施			0	
31		町田市		0																1	日容は検討中					
32		小金井市	0																	L	「内公立通所サービスにおいて、一般世帯についても食費のうちの人件費相当分を市が補助す」。				0	

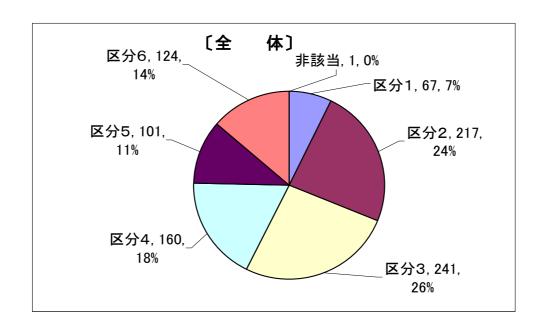
				=л	(問1		1					-	2問2							設問3			設問4	平月	发18年8月25日時点 設問5
	3月25日 時点と		費及び訓 自の軽源	■立支援給 練等給付 域策につい	付のうち、	١	行っ [*] さい。 * III	ていま [、] 複数『 法施設	すか? 可】 シサナ━ト	・(ス	ては行っ こつい	した区 う予定 ては、	市町村 ですか 設問3で	?)【該	を 当欄!	IT C)」を ₁	付して	くだ			児施設 ^を 担等が が、区市	年10月が 利用者に 導入される 可村独目	定率負ました自の軽	設同り 設問4でアまたはイを 選択された場合、具 体的な軽減策をお書 きください。
	の変更 の有無	区市町村名	ア 行っている	イ 行っている	ウ 行っていない	エ 行っていない	居宅 介護	重度 訪問 介護	行動 援護	療養介護	児童 デイ サー ビス	短期入所	重度障害者等包括支援	共同 生活 介護	施設 入所 支援	自立訓練	式労 多行 支援	就労継続 支援	共同 生活 援助	設問2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど のような内容ですか?		欄に○る	ありますか を付してく	ださい。	
	有無		(当面は、 現行の軽 減策のみ 実施)	(今後拡充 を予定)	(今後は行 う予定)	(今後も行 わない予	4 10	10	4 10	10 10	4 10	4 10	10	10	10	10	10	10	4 10 月 月			ア 軽減 策を行う ことで決 定してい	イ 軽減 策を行う ことを予 定してい	定はな	
33		小平市				0																'01 o	~)	0	
34		日野市				0																		0	
35		東村山市				0					Ħ	Ħ												0	
36		国分寺市			0															市内で運営されている身体・知的通所授産、通所 更生施設において、一般世帯を対象に食費の補助を行う。18年度は1日350円、19年度は1日300円、20年度は1日250円を市が助成することで作 業を進めている。	度10月か			0	
38		国立市				0																		0	
39		西東京市				0																		0	
40		福生市				0																		0	
41		狛江市	0							С	000	000)			0	0	0		①低所得1・2のデイサービス・短期入所の利用者の月額利用者負担額の1/2以内の額を助成する。 ②低所得1・2の通所施設利用者の月額利用者負担額のうち7,500円を超える額の1/2以内の額を助成する。	18年度か ら3年間実 施			0	
42		東大和市				0																		0	
43		清瀬市				0																		0	
44		東久留米市				0																		0	
45		武蔵村山市				0																		0	
46		多摩市				0																		0	
47		稲城市				0																		0	
48		あきる野市				0																		0	
49		羽村市				0					$\bot \bot$	\coprod												0	
50		瑞穂町				0					$\sqcup \!\!\! \perp$	\coprod												0	
51		日の出町				0					\sqcup													0	
52		檜原村				0					\sqcup													0	
53		奥多摩町				0																		0	

																								_		<u> </u>	<u> </u>
					設	問1								討	段問2							設問3			設問4		設問5
	8月25 時点	5日 よ		費及び訓 自の軽減	立支援給 練等給付 策につい 設サービ	費に係る☑ てご回答く	介護給付 区市町村独 ださい。	行って さい。 * 旧	ていま。 複数 法施	すか 可】 2サ -	^? (-ビス	又は	行う [:] いて	予定 [·] は、	ですか′ 没問3で	?)【該記載。	ち当欄	IELC)」を [.]	付して	くくだ			児施設和 担等が導 が、区市	引用者に 算入される 町村独自	定率負 ました 目の軽	設問4でアまたはイを 選択された場合、具 体的な軽減策をお書 きください。
	の変の有	更無	区市町村名	ア行っている	イ行っている	ウ 行っていない	エ 行っていない	居宅	重度 訪問 介護	行重援語	療養介護	生活介護	童づく だん	短期入所	重度障 害者等 包括支 援	共同 生活 介護	施設 入所 支援	自立訓練	が 多行 を援	就労継続 支援	共同 生活 援助	設問2のサービスにおける具体的な軽減策は、ど のような内容ですか?	備考	減策はあ 欄に〇を	りますか 付してく	ヽ?該当 ださい。	
				(当面は、現行の軽	(今後拡充	(今後は行	(今後も行 わない予	4 10	10	4 1	10	10 4	10	4 10	10	10	10	10	10	10	4 10			ア 軽減 策を行う ことで決	イ 軽減 策を行う ことを予	ウ 行う予 定はな い。	
Ш	有	無		減策のみ 実施)	を予正)	う予定)	定)	月月	月	月	月月	月月	月月	月月	月	月	月	月	月	月 .	月月			定してい る。	定してい る		
54			大島町				0																			0	
55			利島村				0																			0	
56			新島村				0																			0	
57		2	神津島村				0																			0	
58			三宅村				0																			0	
59		i	御蔵島村				0																			0	
60			八丈町				0																			0	
61			青ヶ島村				0																			0	
62		4	小笠原村				0																			0	
			合 計	20	2	2	38	9 9	6	7	8 5	10 10	11	9 10	6	4	5	10	8	9	3 4		_	2	4	54	検討中 2

[※] 設問2のサービス種類の下欄で「4月」とあるのは「平成18年4月」を、「10月」とあるのは「平成18年10月」をそれぞれ表している。

障害程度区分決定状況(19.11.1現在)

	身体障害	知的障害	精神障害	重複障害	計
非該当	0	1	0	0	1
区分1	17	28	19	3	67
区分2	68	89	45	15	217
区分3	43	143	33	22	241
区分4	15	124	0	21	160
区分5	26	50	1	24	101
区分6	75	10	0	39	124
計	244	445	98	124	911



障害福祉サービスの支給決定状況

1 介護給付

[19年2月]

	サービス種別	人数	サービス区分	人数
			身 体 介 護	291
			家 事 援 助	193
	居 宅 介 護	508	通 院 介 助 (身体介護あり)	16
			通 院 介 助 (身体介護なし)	5
			通院等乗降介助	3
介	行 動 援 護	2		
	重度障害者等包括支援	0		
給	重度訪問介護	44		
付	短 期 入 所	634		
	生 活 介 護	70		
	児童デイサービス	85		
	共同生活介護(ケアホーム)	73		
	施設入所支援	9		
	療 養 介 護	2		

[19年9月]

9 月 月				_
	サービス種別	人数	サービス区分	人数
			身 体 介 護	259
			家 事 援 助	202
	居 宅 介 護	524	通 院 介 助 (身体介護あり)	47
			通 院 介 助 (身体介護なし)	12
			通院等乗降介助	4
介	行 動 援 護	8		
ガー護	重度障害者等包括支援	0		
給	重度訪問介護	43		
付	短 期 入 所	672		
	生 活 介 護	72		
	児童デイサービス	78		
	共同生活介護(ケアホーム)	72		
	施設入所支援	11		
	療 養 介 護	2		

2 訓練等給付

〔19年2月〕

			サ-	ービス	種別			人数
	就	労	Ŧ	多	行	支	援	5
	就党	労継 籍	続支	援(/	型	雇用	型)	0
訓練等給付	就労	分継 総	売支払	爰(B	型 į	非雇用]型)	2
等	自	立	訓	練	(生	活訓	練)	0
給 付	自	立	訓	練	(機	能訓	練)	4
''	宿	泊	型	自	立	訓	練	1
	共同	引生活	5援月	か(グ	ルー	プホー	-ム)	35

			サー	-ビス種	重別			人数	+	ナービ	ス区分	}	人数
									入	所	更	生	14
									入	所	療	護	22
	身	体	障	害	者	施	設	54	入	所	授	産	13
旧									通	所	更	生	1
旧法施設支援									通	所	授	産	4
設									入	所	更	生	256
援									入	所	授	産	7
	知	的	障	害	者	施	設	622	通	所	更	生	115
									通	所	授	産	230
									通	븰	<u></u>	寮	14

[19年9月]

			サ-	ービス	種別			人数
	就	労	Ŧ	多	行	支	援	8
=	就的	労継 籍	続支	援(4	型	雇用	型)	1
訓 練	就労	片継 総	売支持	爰(B	型 扌	ト雇用 しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しんしん しんしん しんしん]型)	52
等	自	立	訓	練	(生	活訓	練)	5
	自	立	訓	練	(機	能訓	練)	3
''	宿	泊	型	自	立	訓	練	0
	共同	引生活	舌援耳	カ(グ	ルー	プホー	-ᄉ	42

	サービス種別				人数	サービス区分			人数					
	身体			害	者	施	設		入	所	更	生	13	
									入	所	療	護	23	
		体	、 障 「					54	入	所	授	産	11	
旧										通	所	更	生	1
旧法施設支援									通	所	授	産	6	
設士	知的『							入	所	更	生	247		
援								入	所	授	産	7		
		的	的障害	害	子者	施	設	設	640	通	所	更	生	121
							通	所	授	産	253			
								通	ğ	j	寮	12		

平成19年度 杉並区地域自立支援協議会関連開催状況

日程	会議名	内容
5月21日(月)	第1回相談支援部会 (準備会)	・部会員紹介 ・相談支援部会の位置づけについて ・大正大学沖倉先生のお話(学識経験者) ・今後の部会の進め方について
6月15日(金)	第2回相談支援部会 (準備会)	・相談支援部会の進め方について・各相談支援事業所の現状と課題・意見交換・運営委員の選出
7月6日(金)	第1回地域自立支援協議会	・委嘱・委員紹介・正副会長互選・役割と運営について・専門部会の設置について・相談支援部会の準備状況・意見交換
7月20日(金)	第3回相談支援部会	・連絡事項・地域自立支援協議会の報告・相談支援事業の課題整理・今後の進め方について
8月17日(金)	第4回相談支援部会	・情報交換 ・事例検討 ・今後の進め方について(次回以降の事例選出等)
9月20日(木)	第1回地域移行促進部会	・部会員紹介 ・精神障害者退院促進事業 ・知的障害者の地域移行について ・地域生活支援と社会資源についての現状と課題
9月21日(金)	第5回相談支援部会	・情報交換 ・事例検討 ・今後の進め方について(次回以降の事例選出等)
10月19日(金)	第6回相談支援部会	・情報交換 ・事例検討 ・今後の進め方について(次回以降の事例選出等)

平成19年度 杉並区地域自立支援協議会委員・幹事名簿

NO.	委員氏名	団体名等	備考
1	大越 扶貴	福井大学	保健医療関係者
2	深谷 純一	都立中野養護学校	教育関係者
3	宮木 雅敏	都立光明養護学校	教育 関係省
4	諸隈 一成	新宿公共職業安定所	就労支援関係者
5	山田 志保子	杉並区障害者雇用支援事業団	机力又拨用 标句
6	鈴木 美佳子	杉並成年後見センター	権利擁護関係者
7	久保田 幸子		障害当事者
8	沖倉 智美	大正大学	学識経験者
9	加藤 恵愛	グループホーム事業所	
10	田中 直樹	精神障害者共同作業所	サービス事業所
11	村瀬 史貢	知的障害通所施設	ケーレス事業が
12	川上 博子	居宅サービス事業所	
13	佐藤 弘美	杉並障害者自立生活支援センター すだち	
14	清水上 晶子	障害者地域自立生活支援センター やなぎくぼ	相談支援事業所
15	諸沢 洋子	地域生活支援センター オブリガード	

	幹事氏名	役職
1	末久 秀子	保健福祉部障害者生活支援課長
2	末木 栄	保健福祉部障害者施策課長
3	神保 哲也	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所長

事務局氏名	所属
鈴木 久	障害者生活支援課相談•就労支援担当係長
小串 貴美子	障害者生活支援課相談•就労支援担当
山崎 佳子	障害者生活支援課地域生活支援係り
阿部 茂年	障害者施策課計画推進担当係長

就労支援の現状について

1 一般就労の促進

(1) 特例子会社制度による障害者の雇用推進

喫茶店「Fika Fika(フィーカ・フィーカ)」阿佐ヶ谷店オープン!!

10月19日(金)、杉並区役所1階ロビーに、特例子会社誘致事業として、障害者が生き生きと働く喫茶店、「Fika」阿佐ヶ谷店がオープンしました。4月にオープンした井草店、永福町店につづき、充実したメニューとともに満足のいくサービスを提供します。

知的障害者5名が採用されています。

(2) 障害者雇用支援事業団の就労者数(平成19年度10月1日現在)

就労者数

21 名 (一般企業 12 名、特例子会社 9 名)

(内訳)

- ・事業団・支援センター登録 17名(区役所実習経験者1名)
- ·作業所登録 4名(区役所実習経験者3名)
- (3) 雇用支援ネットワークの開催
 - ①全体会 7月27日 障害福祉計画の説明、実務担当者会の設置など
 - ②実務担当者会 (毎月1回開催)
 - 情報交換
 - アセスメントシートの開発

2 作業所工賃アップへの取り組み

「すぎなみ仕事ねっと」への支援

- (1) 自主生産品の開発
- ① 精米作業
- ② クッキーフェスタの開催(9月25日)6施設参加 クリスマスフェスタ開催予定(11月29・30日)
- ③ 経営コンサルタントによる商品開発、販路拡大へのアドバイス
- (2) 共同受注
 - ① チラシの作成
- (3) すぎなみ仕事ねっと会議の支援
 - ① 毎月1回開催
 - 企画・情報交換など

区の取り組み

- (1) 事業改革診断
 - ① 中小企業診断士による作業所事業改革診断 前期に3施設が実施。後期にも3施設が診断を受ける予定。

●杉並区移動サービス情報センターとは?

誰もが、自由に出かけることができるしくみを地域につくることを目的に、 2007年10月に杉並区が開設したセンターです。 公共交通機関を使っての外出が難しい方、そのご家族、ケアマネーシャー、 支援者の方からの移動に関する相談や、情報提供を行ないます。

> 情報センター運営主体 NPO法人 おでかけサービス杉並 NPO法人 移動サポートひらけごま

(たり老歩いよが近口西观套莢)501套莢/モジーニサファー81ー6套灰凶亚ジ

1600-7817

一名// 中華計入3一寸值移因並決

(を外約日路・日・王)

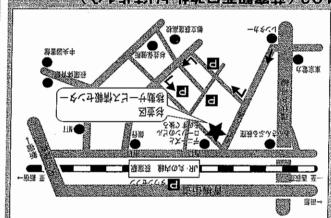
08:81~08:60 間胡花開●

ofni.obi-imenigus//:qffd q H

3271-7953-50 XA3

7EC 03-2341-3124

口寒介珠•须肿



資料

外出や移動サービスについて お気軽にお問い合わせください

移動をサポートする総合的な相談窓口



杉並区移動サービス 情報センター

だれでも、いつでも、どこへでも あなたのおでかけを応援します

どんなに高齢になっても、どんな障がいを持っても、自由に移動することは、わたしたちの基本的権利です。

みなさまと共に、だれもが住みやすい地域づくりに取りくんでまいります。

どうぞ「杉並区移動サービス情報センター」をご活用ください。

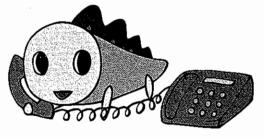
置情報の提供

「おでかけガイドブック」の発行や、ホームページなどをとおして、移動サービスに関する情報をお届けします。

圖相談窓口

困ったときや迷ったとき、解決のおてつだいをします。また最適と思われる移動手段の紹介を行います。

- *車いすで出かけるようになったけれど、 どうやって病院に行ったらいいのかし ら…?
- * いろいろなタクシー会社・NPO等に よる移動サービスがあるようだが、ど んなサービス内容なのか違いがわから ないんだけれど・・・



なみずけのSUGINFMICITY

*遠くにある病院に通院する時、移動サービスを利用したいが、どんな事業者・団体がいいのだろう

■取次ぎサービス(08年3月より実施)

希望される利用者の方には、車両予約のお手伝いをします。

■幅広い協力体制づくり

移動サービスを行っているさまざまな事業者や団体が、ともに協力しながら移動困難の方を支援できるしくみをつくっていきます。

◆交通期間◆

◎地下鉄丸ノ内線

東高門寺駅下車 徒歩 5分 新高門寺駅下車 徒歩 7分

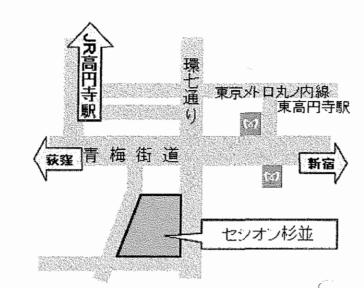
図都営・京王/ \ス (渋谷駅→阿佐ヶ谷駅) セシオン杉が前下車 徒歩 2分 高円寺陸橋下車 徒歩 2分

○関東バス(中野駅→五日市街道営業所または吉祥寺駅) 村が重車前下車 徒歩 5分

◎関東/以·京王/以(永福·駅/高門寺駅)

新高丹寺駅下車 徒歩 7分

※お車でのご来場はご遠慮ください。



学が変。

チケットの お求めは

<販売窓口及び販売時間>

★杉並区社会福祉協議会(荻窪 5-15-13 あんさんぶる荻窪 5F) 月〜金 午前 9 時〜午後 4 時(土日祝休) TEL 03-5347-1017 FAX 03-5347-2063

- ★杉並区障害者団体連合会(高円寺南 2-24-18 高円寺障害者交流館) 月~日午前9時~午後4時(第3月曜日休館)
- ★杉並区役所 1 階コミュかるショップ 月〜金 午前 9 時〜午後 4 時(土日祝休)

<問い合わせ>

★杉並区障害者週間事業実行委員会事務局

(杉並区保健福祉部障害者施策課管理係) 月~金 午前9時~午後5時(土日祝休) TEL 03-3312-2111 FAX 03-3312-8808





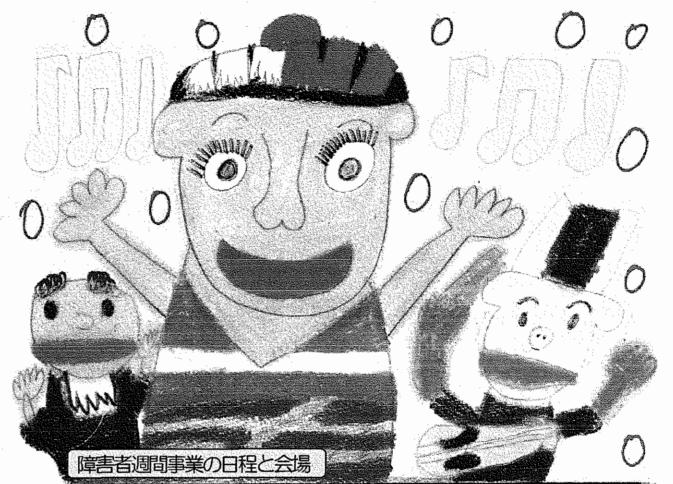




平成19年度



化並区障害週間專業のご案内



開催日	種目	場所	
11月26日(月)	障害者団体、施設紹介、 ポスター原画、パネル展示、	区役所1階ロビー	
11月29日(木) 30日(金)	すぎなみ仕事ねっとクリスマスフェスタ	Z K/// Fig C C	
11月30日(金)	ふれあい美術展	セシオン杉並 展示室	
12月1日(土)	S-1 inセシオン	セシオン杉並 ホール	
12月2日(日)	うぇるフェスタ2007	セシオン杉並	
12月13日(木)	障害者区議会	区議会議場	

障害者団体・施設紹介コーナー

11月26日(月)~30日(金) 杉並区役所 1階ロビー

- ◇障害者団体・障害者施設紹介コーナー
 - 午前9時~午後5時(30日(金)は午後3時まで)

区内で活動している障害者団体や作業所、地域デイサービスなどをパネルで紹介します。

◇うぇるフェスタ 2007 ポスター原画応募作品展

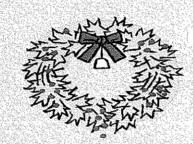
● 午前9時~午後5時(ポスター原画展示は28日まで)

区内心身障害学級、養護学校に通学している小学生、中学生や障害者団体・障害者施設 に通所している方の応募作品を展示します。

◇すぎなみ仕事ねっと主催"クリスマスフェスタ"

●11 月 29 日 (木)・30 日 (金) 午前 11 時~午後 3 時

区内障害者施設による手作りクリスマス商品が大集合します。 クッキー、ケーキ、お菓子、クリスマスカード、リース・・・。 そしてクリスマス限定ギフトなど盛りだくさん!各施設の 個性がいっぱいのにぎやかなお祭りです。



一足早いクリスマスに是非皆さまお誘いあわせの上ご来場下さい。

ふれあい美術展

11月30日(金)~12月2日(日) セシオン杉並 展示室

◇ふれあい美術展

●午前10時~午後4時(2日(日)は午後3時)

区内心身障害学級、養護学校に通学している小学生、中学生や障害者団体・障害者施設 に通所しているみなさんが制作した絵や手工芸品などの作品を展示します。

障害者区議会

12月13日(木) 杉並区議会 議場

◇杉並区「障害者区議会|

●午後2時~午後4時

障害者が自らの意見を発表し、区政に参加する機会として障害者区議会を開催します。

テーマ: 「地域で自立して生活するために」

参加者:区内在住の障害者 40 名程度(発言予定者 10 名程度)

S-1in セシオン

12月1日(土) セシオン杉並 ホール

◇S - 1 in セシオン ~あなたのSを表現してください~

● 午後2時~午後4時

「あなたのSを表現しよう」をテーマに10組のグループが歌、 ダンス、演奏など様々なパフォーマンスを繰り広げます。ともに 楽しみ、感動し、つながりを広げる場をつくりましょう!



うぇるフェスタ2007

セシオン杉並 12月2日(日)

うえるフェスタは、杉並区内の団体や施設、地域のみなさんが集う福祉のお祭りです。

- 障害者自立生活者、自立支援功労者、地域福祉協力者表彰式
 - ●午前 11 時~12 時

〈〉おかぐら人形劇 『わんぱくスサノオの大蛇退治』

- 1.000円/全席指定 ※チケット販売については裏面参照
- ●午後1時~午後2時30分(開場午後12時30分) ろう者と聴者がつくる世界で唯一の人形劇団『デフ・パペットシアター・ひとみ』に よる人形劇です。大人も子供も楽しめます。

演目は、泣き虫で暴れん坊の幼い神様「スサノオ」の成長記録です。

〈〉 インクルーシブ・ダンス

●午後3時~午後3時30分

さまざまな場で活躍する、『みんなのダンスフィールド』によるライブパフォーマンスで す。自由で創造的なダンスをご覧ください。

◇みんなで歌おう ~セシオンより を込めて~



●午後3時30分~午後4時

V7(ヴィレッジ・セブン)による生バンド演奏。みんなで一緒に元気に歌おう。

◇ バザー、模擬店、パフォーマンス ほか ◇

◆ 午前10時~午後4時 会場/セシオン杉並 中央広場 ほか 掘りだしものを見つけたり、食べ歩いたり。いろんな出会いが待っています。

会 議 記 録

会議名称	平成19年度 第2回障害者福祉推進協議会		
日時	平成19年11月13日(金) 午後1時30分から3時		
場所	能力開発センター 4階会議室		
委員	古谷野・坂井・高橋(利)・山本(登)・斎藤・石川・高橋(博)・山内・山本(裕)・西山・栗原・小川・丸山・土屋・佐藤・日高・鈴木 (欠席委員) 杉原・窪田・小林・松田・田城・谷中		
席 保健福祉部長・保健福祉部管理課長・障害者施策課長・障害者生活支援課 幹 事 祉事務所高井戸事務所担当課長・保健福祉部高齢者施策課長・児童青少年 杉並保健所保健予防課長			
者事務局	障害者施策課(阿部・落合・内谷・荒瀬)・生活支援課 {鈴木(修)・鈴木(久)}		
傍聴者数	柳田(中部総合精神保健福祉センター広報援助課)		
配布資料	資料1 障害者福祉推進協議会専門部会の開催状況について 資料2 杉並区障害者福祉計画の進捗状況について(平成18年度) 資料3-1 平成19年度障害程度区分判定状況 資料3-2 障害福祉サービスの支給決定状況 資料4 杉並区地域自立支援協議会の運営状況について 資料5 就労支援の現状について 資料6 移動支援センター (パンフレット) 資料7 障害者週間事業 (パンフレット)		
会議次第	I 開会 II 新幹事紹介 III 会長あいさつ IV 議事 1 専門部会の開催状況と今後の検討について (1)計画部会 (2)災害時要援護者支援対策部会 (3)精神保健福祉部会 2 障害者自立支援法施行後の区の取り組み状況と課題等について (1)現状について ① 杉並区障害福祉計画の進捗状況について(平成18年度) ② 平成19年度障害程度区分判定状況と障害福祉サービスの支給決定状況について ③ 杉並区地域自立支援協議会の運営状況について (2)課題について V 報告 1 杉並区移動サービス情報センターについて 2 ふれあい運動会、障害者週間事業(うえるフェスタ、障害者区議会など)について VI その他 次回 障害者福祉推進協議会 平成20年3月頃開催予定専門部会 計画部会(平成19年12月19日午前10時から西棟6階第5会議室)		

災害時要援護者支援対策部会

(平成 19 年 11 月 27 日午後 1 時 30 分から西棟 6 階第 5 会議室) 精神保健福祉部会(平成 20 年 1 月 10 日午後 3 時から職員会館 B201)

会議の要旨

- **I 開会**(障害者施策課長)
- Ⅱ 新幹事自己紹介
- Ⅲ 会長あいさつ
 - 推進協議会(全体会)の会議録を区のホームページで公開してはという 提案 → 了承
- Ⅳ 第2回 推進協議会
 - (1) 議題
 - 第1回障害者福祉推進協議会会議録について⇒「承認」
 - 障害者福祉推進協議会の会議録等の公表について⇒「杉並区公式ホームページで公表することを承認」
 - 専門部会の開催状況と今後の検討について

各専門部会長より説明 資料1

· 計画部会

部会長 (坂井委員)

• 災害時要援護者支援対策部会

部会長 {高橋(博)委員)

• 精神保健福祉部会

部会長(鈴木委員)

- 障害者自立支援法施行後の区の取り組み状況と課題等について
- ・ 杉並区障害福祉計画の進捗状況について (平成 18 年度)

(障害者施策課 阿部) 資料2

- ・ 平成 19 年度障害程度区分判定状況と障害福祉サービスの支給決定状況について (障害者施策課 荒瀬) 資料3-1・2
- ・ 杉並区地域自立支援協議会の運営状況について

(障害者生活支援課長) 資料4

・ 就労支援の現状について

(障害者生活支援課長) 資料 5

⇒ (主な意見)

- ・ 障害福祉サービスの利用希望者が、利用できない(できていない)ということをみるデータはあるか。
 - →今、サービスが必要ということではないが、安心のために支給決定を 受けているケースもある。また、使いたいサービスの事業所の参入が ない、見つからないということも考えられる。具体的なデータはない。
- ・ 地域移行を進めるためには、住まいの問題が大きい。特にすだちの里 からの地域移行のためには、ケアホームの整備が欠かせない課題であ る。
 - →グループホームは、少しづつ増えている。援助が多く必要な方のケア ホームは運営する側からみると、現状の給付費では運営が困難という 声もある。事業所参入が難しい。
- 精神障害者の退院促進事業も開始されているが、まず、グループホームもそうだが、アパート等も含め住む所の確保が課題である。
- グループホームやケアホームの整備には、土地の確保の課題が大きい。 杉並区は地価が高い。土地を(区が)何とかしてほしい。
- 3~4 人規模のグループホームでは、経営できない。7~8 人にするとよいが、そうするとスペースなどの問題で家賃が高くなる。
- ・ 新体系への移行が進んでいないということが、区としての考えは?→現在、国において制度の見直しをしているところで、事業所としても

- 平成23年度の経過措置期間まで待とうという意識が大きい。区としては、国の見直しの内容を踏まえ、対応策を考えていきたい。
- ・ 就労移行支援、就労継続 A 型等についても、移行が見られない。就労 支援をどのように考えればよいのか
- ・ 就労継続 A 型は、昔の福祉工場で杉並区では難しいのではないか?就 労についての考え方も、今までのように長期で訓練をつんでというよ りは、就労できるところを探してほしいというニーズが多く、就労先 を探し、定着させる支援が求められている。
- ・ 国は、雇用支援センターは就労移行支援への移行を進めてきているが、 日額制により、稼働率が7~8割では運営できない等の面からも今後ど のような方向とするかは検討中。
- ・ 就労支援、日中活動等自立支援法のサービスだけですべてを、解決を するのは無理ではないか。
- ・ グループホーム、日中活動の場の高齢者の課題もある。(介護保険制度 でのサービスになじまない、高齢の障害者への対応)

Ⅴ 報告事項

○杉並区移動サービス情報センターについて

(保健福祉部管理課長) 資料6

○ふれあい運動会、障害者週間事業(うえるフェスタ、障害者区議会など) について (障害者施策課 落合) 資料7

VI その他

次回日程 全体会は平成20年3月頃を予定 後日通知

Ⅷ 閉会